

(重要事項説明書 別紙1)

利用料等

サービスを利用した場合の利用料金は、以下のとおりです。

介護保険適用となる場合には、介護保険負担割合に応じた利用者負担分をお支払いいただきます。

※支払方法が償還払いとなる場合には、利用料金の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、保険者市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 介護保険給付サービス利用料金

【基本報酬】

利用者負担額は負担割合証に記載の利用者負担割合が「1割」である場合です。

利用者負担割合が、「2割」、「3割」である場合は、その割合に応じて計算します。

※月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日:サービスを実際に利用開始した日

登録終了日:利用者と事業者の利用契約を終了した日

①指定小規模多機能型居宅介護の利用料

サービス提供時間 事業所区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額 (1割の場合)
同一建物以外	要介護1	10,458	¥104,580
	要介護2	15,370	¥153,700
	要介護3	22,359	¥223,590
	要介護4	24,677	¥246,770
	要介護5	27,209	¥272,090

②指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料

サービス提供時間 事業所区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額 (1割の場合)
同一建物以外	要支援1	3,450	¥34,500
	要支援2	6,972	¥69,720

③その他

項目	基本単位	備考
過少サービスに対する減算	所定単位数の100分の70を算定	小規模多機能型居宅介護費(同一建物・同一建物以外)について、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1を減算	身体拘束に係る記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない場合や、指針の未整備、定期的な研修の未実施。 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1を減算	高齢者虐待防止のために必要な措置を講じていない場合の減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1を減算	感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の未策定等の必要な措置を講じていない場合の減算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の100分の5を加算	通常の事業の実施地域を越えて、厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対してサービスを行った場合。交通費の支払いを受けている場合には算定しない。

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本報酬に以下の料金が加算又は減算されます。

※★については、介護予防小規模多機能型居宅介護での算定はできません。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額 (1割の場合)	算定回数等	備考
初期加算	30	¥300	¥30	1日につき	登録した日から30日以内の期間について算定
認知症加算(Ⅰ)★	920	¥9,200	¥920	1月につき	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入所者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定
認知症加算(Ⅱ)★	890	¥8,900	¥890		日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定
認知症加算(Ⅲ)★	760	¥7,600	¥760		周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護2の利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定
認知症加算(Ⅳ)★	460	¥4,600	¥460		若年性認知症利用者受入加算
看護職員配置加算(Ⅰ)★	800	¥8,000	¥800	1月につき	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定
看護職員配置加算(Ⅱ)★	900	¥9,000	¥900	1月につき	看護職員について手厚い人員体制をとっている場合に算定
看護職員配置加算(Ⅲ)★	700	¥7,000	¥700	1月につき	
看取り連携体制加算★	480	¥4,800	¥480	1月につき	
訪問体制強化加算★	64	¥640	¥64	1日につき	看護師により24時間連絡できる体制を確保し、看取りに関する指針の内容を利用者や家族に説明し、同意を得た上で看取り期におけるサービスを行った場合に算定
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,000	¥10,000	¥1,000	1月につき	登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	1200	¥12,000	¥1,200	1月につき	登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流、地域活動への参加を図りつつ、多職種の関係者が小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている場合に算定
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	800	¥8,000	¥800		また、(Ⅰ)は地域包括ケアの担い手として、地域に開かれた拠点となり、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するための取組を行っている場合に算定
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100	¥1,000	¥100	3月に1回を限度として1月につき	計画作成責任者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算	200	¥2,000	¥200		訪問リハビリテーション事業所等が利用者の居宅を訪問する際に、当事業所の計画作成責任者が同行する等、利用者の状態評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定
科学的介護推進体制加算	20	¥200	¥20	1回につき	利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	40	¥400	¥40	1月につき	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を(介護予防)小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100	¥1,000	¥100	1月につき	介護職員の待遇改善を進めることに加え、介護口ポットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	750	¥7,500	¥750	1月につき	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	640	¥6,400	¥640		
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	350	¥3,500	¥350		
【短期利用】(Ⅰ)	25	¥250	¥25	1日につき	【短期利用】厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定
【短期利用】(Ⅱ)	21	¥210	¥21		
【短期利用】(Ⅲ)	12	¥120	¥12		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数(※) の 149/1000	左記の単位数	左記の 1割	・1月につき (※所定単位数) 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数	介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算

(2) その他の費用

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

交通費 (送迎)	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。
交通費 (訪問)	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。
食事の提供に要する費用	朝食:500円/回 昼食:700円/回 夕食:650円/回
宿泊に要する費用	2100円/泊
おむつ代	リハビリパンツ・パッド・オムツ 各50円/枚
利用者個人が必要とする医療 ・物品等に係る費用	事業所が立替を行った場合は、その実費の支払いを受けるものとします。 (なお、医療費等については、協力医療機関による往診に係るものなど希望に応じとします。)
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

(3) 支払い方法

毎月、15日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、20日までに指定口座にご入金ください。

お支払方法は、基本は銀行の指定口座からの引き落とし、銀行振り込みの中からご契約の際に選択できます。事業者は、支払いを受けた場合には、速やかに領収書を発行します。(事業所が立替を行った実費分については、その領収書の原本を併せてお渡しします。)